

平成29年第3回置戸町議会臨時会

平成29年3月2日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
日程第 4 議案第 6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）
日程第 4 議案第 6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について

○出席議員（9名）

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
8番 石井 伸 二 議員	9番 嘉藤 均 議員
10番 佐藤 純 一 議員	

○欠席議員

7番 小林 満 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長	井上 久 男	副 町 長	和田 薫
会 計 管 理 者	鎌田 満	町づくり企画課長	栗生 貞 幸
総 務 課 長	菅野 博 敏	産業振興課長	深川 正 美
総務課総務係長	芳賀 真由美	町づくり企画課財政係長	小島 敦 志

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 田 中 英 規

臨 時 事 務 職 員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第3回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、3番 高谷勲議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第5号から議案第6号。

本日欠席の旨、届出の議員は、次のとおりです。

7番 小林満議員。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から

◎日程第4 議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から日程第4、議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についてまでの2件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第5号は、平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）であります。また、議案第6号は、置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についてでございます。議案の内容につきましては、それぞれ産業振興課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。産業振興課長。

○深川産業振興課長 議案第5号についてご説明いたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

次のページをお開き下さい。

第1表 債務負担行為補正。

今回の債務負担行為の補正は、交流促進センター勝山温泉ゆうゆに係る指定管理委託料の追加となります。期間を平成29年度から平成38年度まで、限度額を1億としております。次に、置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）により説明致しますので、1ページをご覧下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書になります。交流促進センター指定管理委託料で、期間は平成29年度から平成38年度までの10年間、限度額が1億で、財源は一般財源としております。なお、限度額につきましては、入湯税相当額並びに施設維持管理費の一部を指定管理料として年額約1,000万円と見込み、10年分で1億と致しました。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

産業振興課長。

○深川産業振興課長 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、置戸町

交流促進センターに係る指定管理者を下記のとおり指定する。
記。

1、施設の名称等、置戸町交流促進センター。

施設の所在地は、置戸町字安住197番地の1、外11筆でございます。

2、指定管理者となる団体の名称、常呂郡置戸町字常元1番地の5、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆ、理事長奥山忠明。

3、指定の期間、平成29年4月1日から平成39年3月31日迄の10年間です。

今回指定する、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆは、昨年10月より町民力を結集してと、休業改修中の本施設の適切な管理母体を目指して、町民有志と置戸町で検討が進められ、本年2月7日設立総会、同月10日に登記完了致しました。当法人では、運営の資金となります基金を設け、総額5,150万円の内、過日、補正予算により可決頂き、町からの出捐金5,000万円が支出されております。

置戸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例。平成16年6月25日。条例第14号。第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等。第1項、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体の中から指定管理者の候補者を選定できるという条項により、公募によらず指定管理者を選定致しました。選定経過をご報告致します。2月17日、副町長を委員長として指定管理者選定委員会が役場内部に設置され、同月21日、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆから指定申請書の提出がありました。この間、委員会では、書類審査、代表者、理事長のヒヤリング等、計3回の委員会が開催され、審査の結果、2月23日、委員会より一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆが指定管理者の候補者として適当であるとの決定報告が町長になされました。一般社団へは、本日の議会の議決を受けて正式決定する旨、通知しております。なお、今後、取り交わす協定の内容、詳細につきましては、現在、町と一般社団法人で協議中であり、協議が整い次第、協定締結する計画でございます。今回の提案につきましては、前指定管理者の撤退から休業、そして、町民による一般社団設立、更には、選考委員会の結果をご理解頂きまして、よろしくお取り計らい願います。

議案第6号の説明を終わります。

○佐藤議長 これ、議案第5号から議案第6号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）から議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とし質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

第1条 債務負担行為の補正。

第1条 債務負担行為の補正は、議案の1ページ、「第1表 債務負担行為補正」をお開き下さい。

質疑はありますか。

6番。

○6番 岩藤議員 債務負担行為、年間1,000万円、10年で1億円という、そういう計算ということなんでしょうけども、基本的に総額で1億円という考え方でよろしいですか。例えば、凸凹があって、初年度、仮にですけど2,000万円というようなこともあり得るのかなというふうに思いますけど、その辺りお伺いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 本日提案の、10年間の1億円の債務負担行為につきましては、年度毎の区分をしておりますので、その様な場合もあり得るとは思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 指定管理の指定にあたりまして、2点ほど意見ということで申し述べさせていただきますと思います。それに対する所見があれば伺いたいと思います。

まず、一点目につきましては、2年間の休業というブランクがございます。近隣には、複数のライバルと称される温泉施設があるわけですが、こういった厳しい環境の中での再スタートということで認識するわけですが、初年度においては、ある程度リニューアル効果も見込めるということも思われますが、2年目以降がまさに正念場を迎えることかなと思われます。そんな中で経営の体制として、過日、資料頂いたわけですが、そういったライバル温泉が周りの中で、攻めの経営体制っていうのが望まれるのではないかなと思われます。この業務の体制の中で、営業担当という方が明確に位置付けされていないというのがありまして、非常に大事なことだと思うんですけど、そういったことで、攻めの体制、営業に軸足を置くという立場から考えますと、営業体制を強化すべきと思いますが、それに対する所見があれば伺いたいのと、2点目は、指定管理後も行政側と法人側の十分な意思の疎通、或いは、連携を図って、ゆーゆーの運営や経営に当たって頂きたいと、そういったことを望みたいと思っております。この組織図の中では、監査機関の機構として、監事として担当課長が配置されるわけですが、監事という役目は、あくまでも業務の監査、或いは、会計の監査ということで、一定程度そういった御目付役的な立場だと思えます。それで、この指定管理という立場上、経営の中に役場の方が入るということは、基本的に体制の中ではちょっと無理であるというふうに私は理解しますが、そういった中で、それらを補完する意味においても、先程言いました、法人側と行政側との十分な意思の疎通の中で、この経営を行って頂きたいと。この2点について私の意見として申し述べたいと思いますが、それに対する所見等がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 今、議員からご指摘の第一点目、2年間のブランクを置いてオープンをした時には、ある程度お客様も見込めるかもしれないが、2年以降が勝負になるので、営業に充実を図っていくべきではないだろうかというお話だったと思います。これにつきましては、一般社団内部の方でも十分これから検討されて行きますし、人員配置と致しましても、広報サービス部門の方に正職員を予定して、十分営業を図れるような体制作りをしていきたいということで、今後検討されていくようにお話を聞いてございます。また、行政との意思疎通の関係なんですけども、監事として役場職員が一人任命を受けておりますけども、その他には、社員として置戸町も1票議決権を持っていることになっておりますので、その社員総会なりそういう場で意見を発することもできますし、指定管理者を出す側として一定の助言や連携が取れていけるものだろうと思っておりますし、今までの経過を踏まえますと、十分な連携を取っていかないと、なかなか経営というのは難しいということをお話しておりますので、町と致しましても節度を持ちながら一般社団との関係づくりを進めまして、置戸の宝としてゆうゆが永く運営されるような方向付けをしていきたいと考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 理解しました。答弁は結構ですが、3月に入って今の段階でまだ、何箇所かにゆうゆの看板ありますけど、休業中という看板が貼られているわけですけど、1日も早く準備が進んでいるということでございますけど、1日も早く休業中の看板が取り除かれてオープンの日が何日だということを明示されることを望みまして、是非、再スタートということでございますけど、それに向けて法人と共に行政側も一生懸命努力して頂きたいと思っております。答弁は結構です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 佐藤議員の言っているのと、ちょっと反対な意見になるのかもしれませんが、基本的にこの指定管理者制度っていうものが、自治体が持っている公共施設を民間の団体なり法人なりに管理運営を委託して、民間の力を上手く利用して公の施設を運営してもらおうと。行政が出来ないことでも民間であれば出来るという、そういうメリットを目指しての設けられた制度だというふうに思っています。今回の指定管理者を決めるにあたって、出捐金ですとか、ある意味では置戸町が主導してといたしますか、行政側が主体となってやってきた法人だというふうに思います。そういった中で、今、佐藤議員の方から、連携を取りながら経営を上手にやっていって欲しいという意見だったというふうに思っていますが、僕はある意味では、この一般社団法人がきちっと成り立った時には、完全に本当の意味での指定管理者として社団法人の方に運営その他一切任せると。お金は行政が出すが口は出さないよというような姿勢で臨まないと、理事長さん、専務理事さん以下、運営にあたる人たちは、頭の上にたんこぶがあつてというような状況で運営するのは、ちょっと苦しい状況になるんじゃないかなというふうに

思っています。その辺り如何でしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 この指定管理者制度の法律が出来たのが、平成15年だったと記憶しております。置戸町の公の施設の指定管理に関する条例が出来たのが16年だったと思います。それから、20年以上経過しております。議員のおっしゃられるとおり、この制度は法律的な運営を目指してということで、民間の活力、力等を結集して公の施設が運営されることが効果的だろうということで進められた政策だったんですが、その中で、いろんなところで財政的なもの、それから、運営のお客さんが減っていくとか、いろんな弊害が出てきているのも、これは全国的に事実でございます。その中では、やはり預けっぱなしってということで全て完結するような実態にはなっていないのも、これは一つ事実でございます。その中で、先程、前議員が言われたように、町の支援、若しくは、連携も必要だろうというお話と、相反するかもしれませんが、今回の一般社団設立は、多くの町民の方のアイデアや意見、それを求めて運営に活かせるような組織を作ろうということで一般社団を設立した経過にあります。その中でも、町の意見反映は、なるべく少なくなるような配慮もされております。町の全て言いなりになるような会社ではないようなシステム作り、それは、置戸町は出捐金5,000万円しておりますけれども、票決では1票は、一般の個人の方と同じような1票という設定にしております。過剰な口出しは致しませんが、先程、佐藤議員が言われたように、今立ち上げたばかりで運営が始まる場所です。やはり町の支援は必要な実態がございますので、軌道に乗るまでは、町の支援もやぶさかではないと思っておりますし、軌道に乗りましたら、過剰な口出しは避けて、自主的な運営、効果的な運営等ということを目指して頂けるような方法を取って頂ければというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

6番。

○6番 岩藤議員 過剰なとか、課長も答弁しにくいでしょうけれども、ただ、指定管理者制度で運営するというのは、前々からそういう話があって、それを前提にしてということで進んできたんだというふうに認識していますが、他の方法もなかったのかなって今更ながら思うんですけれども、例えば、PFIだとかそういうような運営の方法もあったのかなって、そんなふうにも思ったりもしますけれども、課長言われたとおり、軌道に乗った段階では、極力口を出さないで運営して頂くように、社団法人の方に任せるようにというようなことで進めていって頂きたいと思っております。以上です。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 基本的には、今、産業振興課長が答弁したとおりであります。特段、私から加えることはありませんけれども、しかし、一般社団法人を立ち上げるという時に、いろいろと説明してきたというふうに思っていますが、まさにオールジャパンじゃないですけども、オール置戸として、このゆうゆをやっていくんだという行政側のスタンスを示しました。それに対して、多くの町民の方々から指示されたというふうに思っており

ます。役員の人たち、いわゆる社員の人たちの選考にあたって公募の方法も取ったわけでありませけれども、このお一人お一人の顔ぶれと言いましようか、見た時に、それぞれの評価っていうか考え方はあるんだろうというふうに思いますけれども、決しておとなしいメンバーではないというふうに私は思っています。少なくとも、行政の言いなりっていうんでしょうか、そういうような人ではないというふうに私は思っています。そういうことに配慮しながら力を寄せて頂きたいというふうに申し上げてきておりますので、社員の方々、総体に言えることですが、すごく責任を感じながら何とか町民の期待に添いたいというような思いで、この社員の人たちが結集されているというふうに思っています。しかし、議員もご承知のように、この温泉施設、全道にもたくさんあるわけありますが、率直に申し上げて、何処の施設もと言っていると思うんですが、苦戦しているという状況にあると思います。しかし、置戸の勝山温泉ゆうゆうについては、置戸の町として大事な資源だと、大事な施設であるというような認識のもとで、オール置戸として支えていこうじゃないか、経営をしていこうじゃないかというところに一つのまとまりが出来たというふうに思っております。まだ滑り出してもおりませんので、経営の中身が、或いは、経営の状況が、結果がどういう形になっていくのかっていうのは、1年過ぎてみないと分かりませんけれども、議会の皆さん方にもいろいろとご意見も頂きたいというふうに思いますし、また、現場における感想と言いましようか、感じ方というものも言って頂ければなというふうに思います。しかし、何と言ってもこの施設を利用するというのが第一でありますので、そのことも合わせてよろしくお願いまし上げたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで議案第5号から議案第6号までの2件について質疑を終わります。

これから、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についてまでの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第5号から議案第6号までの2件について討論を終わります。

これから、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第8号)から議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についてまでの2件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第5号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○佐藤議長 次に、議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定についての採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第6号 置戸町交流促進センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時00分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長田中英規が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
